**医の倫理のあり方に関する取扱内規**

　兵庫県立尼崎総合医療センター倫理委員会規程第２条２号に規定する医の倫理のあり方（以下、臨床倫理という。）に関する事項について、同第１３条の規定により実施にあたって必要な事項を定める。

１　審議事項

　　委員会は、医療行為のうち、倫理的に社会的合意の形成が十分でない内容を含み、「医療現場における医療・ケアチームが治療方針の決定が困難な場合」で、倫理委員会の判断が必要と考える場合には治療方針を検討し助言を行う。

　　なお、審議にあたっては、ジュネーブ宣言、リスボン宣言、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に準拠して審議を行うものとする。

２　組　織

　　委員会は、倫理委員会規程第３条第３項の規定により、委員長が予め定めた次に掲げる委員をもって組織する。なお、審議にあたり、必要に応じて法律の専門家の出席を求め、又は予め意見を聴取して委員会に報告することができる。

　(1)　院長

　(2)　管理局長

　(3)　医療安全部長

　(4)　看護部長

　(5)　精神科部長

　(6)　集中治療担当部長

　(7)　その他委員長が必要と認めた者

３　申　請

　(1)　医療・ケアチームは、臨床倫理に関する事項が生じた場合、担当医師、診療科長、看護師長の連名で、審査申請書（様式第１－２号）を総務課に提出するものとする。

　(2)　医療・ケアチームは、審査申請書と併せて、次の書類を添付しなければならない。

　　①　患者又は家族の意思を記した書面（原則として自筆によるものとする）

　　②　患者の治療経過の詳細を記載した書類

　　③　治療方針の決定が困難な理由

　　④　特定の処置を行う場合の利益、不利益を記載した書類

　　なお、①について自筆書面の徴求が困難な場合は、その理由を書面で提出すること。

４　審　議

　　委員会は、申請者に出席を求め、申請内容の説明及び意見を聴取すること

ができる。

　　なお、審議の結論は、出席委員の全会一致を原則とするが、議論を尽くしても全会一致が困難な場合は、出席委員の３分の２以上の合意により決定す

るものとする。

５　迅速審査

　委員長は、緊急の判断を要すると判断したもの等、医療上やむを得ない理

由で、委員会の決定が必要と判断した場合において、特例として迅速審査を

行うことができるものとする。

その際、委員長及び委員長が指名する委員により申請者からヒアリングを

行い、協議の上審査することができるものとし、全委員に迅速審査の内容と

審議結果を速やかに報告しなければならない。

６　審議の方針

　　委員会は、審議を行うにあたり、規程第８条に定めるもののほか、次に掲

げる事項に留意しなければならない。

　(1)　救急搬送直後の患者は対象外とし、救命に努めるべきこと。

　(2)　非侵襲的治療は、原則として継続されるべきこと。

　(3)　患者（家族）の意思に変更がある場合、又は患者が人生の最終段階から

脱することができた場合には、委員会の審議を再度行うものであること。

７　この別に定める規定は、平成２９年９月１日から施行する。